

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

昭和47年6月17日  
規則第24号

改正 昭和52年3月15日規則第6号 昭和53年9月21日規則第41号  
昭和60年10月1日規則第52号 平成3年10月29日規則第61号  
平成4年11月25日規則第74号 平成6年9月30日規則第60号  
平成11年3月31日規則第35号 平成14年3月29日規則第55号  
平成16年3月26日規則第24号 平成23年3月29日規則第28号  
平成30年3月23日規則第6号 令和3年7月15日規則第61号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

清掃法施行細則（昭和33年香川県規則第42号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の施行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和52年規則6号・平成4年74号〕

（再生利用業の指定等）

第2条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定を受けようとする者は、再生利用業指定申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の再生利用業指定申請書には、事業計画の概要を記載した書類その他知事が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の指定の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

- (1) 再生利用を業として行おうとする者が再生利用を目的として自ら当該産業廃棄物の処分を行うものであること。
- (2) 再生利用を業として行おうとする者が産業廃棄物を排出する事業者から当該産業廃棄物を無償で引き取るものであること。
- (3) 再生利用を業として行おうとする者は、産業廃棄物を排出する事業者が自ら当該産業廃棄物の収集又は運搬を行うものであること。
- (4) 再生利用を目的として逐次行なうための施設、人員等が備わっているものであること。
- (5) 引き取られた産業廃棄物は、再生利用の用に供されるものであること。
- (6) 再生利用を業として行おうとする者と産業廃棄物を排出する事業者との間において当該産業廃棄物の安定的な取引関係が継続する見込みがあること。
- (7) 再生利用を行うことによる生活環境の保全上支障が生じないものであること。
- (8) 再生利用に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において適正に処理できるものであること。

4 知事は、第1項の指定の申請があつた場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。

- (1) 第5条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- (2) 法人であつて、その業務を行う役員のうち前号に該当する者のあるもの

5 第1項の指定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

6 知事は、第1項の指定をしたときは、再生利用業指定証（第2号様式）を交付するものとする。

追加〔平成3年規則61号〕、一部改正〔平成4年規則74号〕

（再生利用業の変更の指定等）

第3条 前条第1項の指定を受けた者（以下「指定再生利用業者」という。）は、その指定に係る事業（以下「事業」という。）の範囲を変更しようとするときは、再生利用業変更指定申請書（第3号様式）を提出して、知事の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の再生利用業変更指定申請書には、前条第2項に規定する書類及び図面のうち、事業の範囲の変更に係る書類及び図面を添付しなければならない。

3 前条第3項から第6項までの規定は、第1項の指定について準用する。

追加〔平成3年規則61号〕、一部改正〔平成4年規則74号〕

（再生利用業の廃止等の届出）

第4条 指定再生利用業者は、事業（前条第1項の変更の指定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の全部若しくは一部を廃止したとき、又は次に掲げる事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に、再生利用業廃止（変更）届出書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称及び法人にあつては、その業務を行う役員の名
- (3) 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）

追加〔平成3年規則61号〕、一部改正〔平成4年規則74号〕

（再生利用業の指定の取消し等）

第5条 知事は、指定再生利用業者について、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法又は法に基づく処分に違反したとき。
- (2) この規則又はこの規則に基づく処分に違反したとき。
- (3) 第2条第3項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

追加〔平成3年規則61号〕、一部改正〔平成4年規則74号・6年60号〕

（業務実績の報告）

第6条 指定再生利用業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に於ける事業の状況に関し、再生利用業務実績報告書（第5号様式）により、知事に報告しなければならない。

追加〔平成3年規則61号〕、一部改正〔平成4年規則74号〕

（廃棄物再生事業者の登録）

第7条 政令第17条第1項の申請書の様式は、第6号様式のとおりとする。

追加〔平成4年規則74号〕、一部改正〔平成14年規則55号・23年28号〕

第8条 政令第19条の登録証明書の様式は、第7号様式のとおりとする。

全部改正〔平成4年規則74号〕、一部改正〔平成14年規則55号・23年28号〕

（登録廃棄物再生事業者の届出）

第9条 政令第20条の規定による届出は、登録廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（第8号様式）により行わなければならない。

全部改正〔平成4年規則74号〕、一部改正〔平成14年規則55号・23年28号〕

第10条 政令第21条の規定による届出は、登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止（休止・再開）届出書（第9号様式）により行わなければならない。

全部改正〔平成4年規則74号〕、一部改正〔平成14年規則55号・23年28号〕

（書類の提出）

第11条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類（省令第4条の17、

第8条の4の5、第8条の4の6、第8条の17の2、第8条の17の3、第8条の27、第

8条の29、第8条の36、第8条の38、第8条の38の11、第12条の7の15、第12条の14、

第12条の28、第12条の35、第12条の38及び第12条の39に規定する書類を除く。）は、第

1号及び第2号に掲げる書類にあっては当該各号に掲げる機関を経由し、第3号から第

7号まで掲げる書類にあっては当該各号に掲げる機関に提出しなければならない。

(1) 政令第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設に係る法第8条第2項並びに省令規

定する書類並びに政令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設に係る法第15条第2

項並びに省令第12条の4、第12条の9、第12条の11の5及び第12条の11の11に規定す

る書類 施設の所在地を所管する保健福祉事務所又は香川県小豆総合事務所の長（以

下「所長」という。）

(2) 政令第17条に規定する書類並びに第2条第1項及び第2項、第3条第1項及び第

2項、第4条、第6条、第9条及び前条に規定する書類 事業場の所在地を所管する

所長

(3) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設に係る書類（第1号に掲げる書類を

除く。）施設の所在地を所管する所長

(4) 産業廃棄物処分量及び特別管理産業廃棄物処分量に係る書類 処分量に係る施設

の所在地を所管する所長

(5) 省令第8条の2の4から第8条の2の7まで、第8条の13の5及び第8条の13の

6に規定する書類 保管の場所の所在地を所管する所長

(6) 有害使用済機器の保管等に係る書類 保管等に係る事業場の所在地を所管する所

長

(7) 前各号に掲げる書類以外の書類 事務所（2以上の事業者がそれらの産業廃棄物

の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合にあっては、当該2以上の

事業者のうち、省令第8条の38の2各号のいずれかに該当する事業者の事務所をいう。

以下この号において同じ。）の所在地を所管する所長（香川県内に事務所を有しない

場合にあっては、香川県東讃保健福祉事務所長）

2 前項第1号及び第2号に掲げる書類の提出部数は、それぞれ正本1通及び写し1通とする。

全部改正〔平成4年規則74号〕、一部改正〔平成11年規則35号・14年55号・16年24号・23年28号・30年6号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月15日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第3条第2

項の規定により交付された産業廃棄物処理業許可証は、改正後の廃棄物の処理及び清掃

に関する法律施行細則第3条第3項の規定により交付された産業廃棄物処理業許可証と

みなす。

（香川県手数料規則の一部改正）

3 香川県手数料規則（昭和28年香川県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次のよう（略）

（香川県出先機関事務決裁規則の一部改正）

4 香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正

する。

次のよう（略）

附 則（昭和53年9月21日規則第41号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条第1

項又は第2項の規定により提出された報告書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関す

る法律施行細則第5条第1項又は第2項の規定により提出された報告書とみなす。

附 則（昭和60年10月1日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年10月29日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年11月25日規則第74号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下

- 「旧規則」という。)第3条の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成4年厚生省令第46号。以下この項において「一部改正省令」という。)による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第3号の規定による指定を受けている者は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)第2条の規定により一部改正省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定を受けた者とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第3条第6項の規定により交付されている再生利用業指定証は、新規則第2条第6項の規定により交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定によりなされた処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ新規則の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。
- 附 則(平成6年9月30日規則第60号)  
この規則は、平成6年10月1日から施行する。  
附 則(平成11年3月31日規則第35号抄)  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。  
附 則(平成14年3月29日規則第55号)  
この規則は、平成14年4月1日から施行する。  
附 則(平成16年3月26日規則第24号)
- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第1条、第4条、第7条、第9条及び第11条から第16条まで(第13条を除く。)の規定による改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。  
附 則(平成23年3月29日規則第28号)
- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第6号様式、第8号様式及び第9号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。  
附 則(平成30年3月23日規則第6号)  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
附 則(令和3年7月15日規則第61号)
- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。(後略)
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

第1号様式

## 再生利用業指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者

住所

氏名（法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号  
第10条の3第2号に規定する再生利用業

の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

取り扱う産業廃棄物の種類及び 1月当たりの最大取扱量		
取り扱う産業廃棄物の発生工程		
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用 の方法	再生利用施設の種類、数 量、設置場所及び処理能力	
	再生利用施設の処理方式、 構造及び設備の概要	
取引 関係	産業廃棄物を排出する事業 者の住所及び氏名 （法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名）	
	再生利用により得られる有 用なものの利用方法	
	有用なものの取引先	
事業開始予定年月日		年 月 日

注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条第2項に規定する書類及び図面  
を添付してください。

追加〔平成3年規則61号〕、一部改正〔平成4年規則74号・16年24号・令和3  
年61号〕

第2号様式

再生利用業指定証

住所

氏名 (法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号  
第10条の3第2号に規定する再生利用業  
を次のとおり指定する。

取り扱う産業廃棄物の種類	
再生利用の目的	
指定の期限	年 月 日
指定の条件	
再生利用施設の種類、数量、 設置場所及び処理能力	

年 月 日

香川県知事

印

追加〔平成3年規則61号〕、一部改正〔平成4年規則74号〕  
第3号様式

## 再生利用業変更指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者

住所

氏名(法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名)

次のとおり再生利用業の事業範囲の変更の指定を受けたいので、関係書類を添えて、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第3条第1項の規定により申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日			
指 定 番 号				
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
	取り扱う産業廃棄物の種類			
	再生利用の目的			
	再生利用の方法	再生利用施設の種類、数量、設置場所及び処理能力		
		再生利用施設の処理方式、構造及び設備の概要		
	取 引	産業廃棄物を排出する事業者の住所及び氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕		
	関 係	再生利用により得られる有用なものの利用方法		
有用なものの取引先				
変 更 の 理 由				
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日			

注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第3条第2項に規定する書類及び図面  
を添付してください。

追加〔平成3年規則61号〕、一部改正〔平成4年規則74号・16年24号・令和3年61号〕

第4号様式

## 再生利用業廃止（変更）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名）

次のとおり再生利用業を廃止（変更）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第4条の規定により届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日		
指 定 番 号			
廃 止	イ 事業の全部の廃止 ロ 事業の一部の廃止 廃止した範囲（ ）		
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
	住 所		
	氏名又は名称及び法人にあっては、その業務を行う役員の氏名		
	事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）		
廃止年月日又は変更年月日	年 月 日		
廃止又は変更の理由			

追加〔平成3年規則61号〕、一部改正〔平成4年規則74号・16年24号・令和3年61号〕

第5号様式

## 再生利用業務実績報告書

年 月 日

香川県知事

殿

報告者

住所

氏名(法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名)

年 月 日から 年 月 日までの間の事業の状況に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の規定により報告します。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
産 業 廃 棄 物 の 種 類		
産業廃棄物を排出する事業者の住所及び氏名 <small>(法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名)</small> 産業廃棄物を排出する事業者ごとの取引量	(1)	
	(2)	
	(3)	
	(4)	
	(5)	
再生利用により得られる有用なものの利用方法		
有用なものの取引先	(1)	
	(2)	
	(3)	
	(4)	
再生利用に伴って生じた廃棄物の処理状況		

追加〔平成3年規則61号〕、一部改正〔平成4年規則74号・16年24号〕  
第6号様式

香 川 県 証 紙 欄  
(消印してはならない。)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

香川県知事

殿

申請者

住所

氏名 (法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事務所の所在地	
事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	
事業の用に供する施設の 種類、数量並びに構造及 び設備の概要	
廃棄物再生事業者の経理 的基礎に関する資料	

注 事業場の図面及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第16条の3各号に掲げる書類を添付してください。

全部改正〔平成23年規則28号〕、一部改正〔令和3年規則61号〕

第7号様式

廃棄物再生事業者登録証明書

住所

氏名(法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2 第1項の規定による廃棄物再生事業者  
の登録を受けた者であることを証明します。

事業場の所在地		
廃棄物の再生に係る事業の内容	取り扱う廃棄物の種類及び量	
	再生の方法	
	主な施設の種類及び数量	

年 月 日

香川県知事



追加〔平成4年規則74号〕  
第8号様式

## 登録廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者

住所

氏名(法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名)

登録廃棄物再生事業者の登録に係る事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年月日		
登録番号	第 号		
変更の内容	変更事項	変更前	変更後
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
	事務所及び事業場の所在地		
	廃棄物の再生に係る事業の内容		
	事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要		
変更年月日	年月日		
変更理由			

追加〔平成4年規則74号〕、一部改正〔平成14年規則55号・16年24号・23年28号・令和3年61号〕

第9号様式

登録廃棄物再生事業者の事業場の  
廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名）

廃棄物再生事業者の登録を受けた事業場を廃止（休止・再開）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
廃止（休止・再開）の理由	
廃止（休止・再開）の年月日	年 月 日
休止の場合における再開の予定年月日	年 月 日

追加〔平成4年規則74号〕、一部改正〔平成14年規則55号・16年24号・23年28号・令和3年61号〕